

令和7年度町民税・県民税の申告の手びき

●町・県民税の申告について

町・県民税につきましては、毎年町民のみなさまのご協力をいただいておりますが、令和7年度(令和6年分)の申告をしていただく時期になりました。この申告書は令和7年度(令和6年分)の町・県民税の課税資料として大切なものですから、3月17日までに必ず提出してください。

※ 所得税の確定申告をされる人は、この町・県民税の申告は必要ありません。

※ この「申告の手びき」は町・県民税の申告にあたって、一般的な事項について説明したものです。

◎申告書をお送りしている人

- 前年度に住民税の申告をした人
- 前年中に勤務先を退職した人
- 令和6年3月高校卒業年齢以上の税法上の扶養になっていない人
- その他申告の必要があると思われる人

町・県民税の申告をしなければならない人

- 令和7年1月1日現在吉見町内に住んでいた人
- この申告書は町・県民税の税額計算や非課税の判定を行うための資料として提出していただくものです。所得のない場合も次のような事務処理に使用しますので、提出していただく必要があります。
 - 国民健康保険税の算定
 - (特別)児童扶養手当の認定
 - 一般の扶養認定
 - 保育所の保育料の算定及び副食費の免除など
- 給与所得者は、通常、申告の必要はありませんが、次のような人は申告してください。
 - 勤務先から町長あてに給与支払報告書の提出がない人
なお、年末調整済の給与支払報告書(源泉徴収票)をお持ちの人は「住所・氏名」等を記入のうえ、申告書に貼付し、郵送していただいても結構です。
 - 給与所得の他に家賃、配当などの所得があった人(所得税の取扱いは、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人は確定申告をする必要はありませんが、町・県民税は申告の必要があります。)
 - 給与の支払いを2か所以上の事業所等から受けている人
 - 令和6年中に退職し令和7年1月1日現在、就職していない人

◎所得のなかった人は、申告書の表面右下の備考欄に下記の記入例を参考に前年の状況を記入してください。

- ※記入例
- 吉見一郎(父)から扶養・仕送りを受けていました。
 - 学生でした。(〇〇大学〇年)
 - 障害年金・遺族年金・雇用保険(失業保険)を受けていました。
 - 病気・怪我のため療養していました。
 - 生活保護法による生活扶助を受けていました。

持参または添付していただくもの

- 申告書、本人確認書類(マイナンバーカード1点または通知カードと運転免許証等の2点)のほか、申告内容により次の書類をお持ちください。
- 郵送により申告書を提出する場合は、次の書類を添付してください。
- 所得金額を証明する書類(源泉徴収票、収支内訳書等)
 - 国民健康保険税のほか、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金等保険料を支払った金額がわかるもの
 - 生命保険料、地震保険料控除証明書
 - 医療費控除(又はセルフメディケーション税制)の明細書
医療費の領収書の提出の代わりに作成・添付が必要です。
セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、予防接種・がん検診・健康診断等の領収書又は結果通知表が必要です。
 - その他参考となるもの(シルバー人材センターの配分金支払明細書等)

◎給与所得の速算表

給与所得の金額の求め方……「給与等の収入金額の合計額」をこの表の「給与等の収入金額の合計額」欄に当てはめ、その当てはまる行の右側の「給与所得の金額」欄に記載されている金額又は計算式によって求めた金額が給与所得の金額です。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		
550,999円まで		0円	
円	円		
551,000	1,618,999	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	
1,619,000	1,619,999	1,069,000円	
1,620,000	1,621,999	1,070,000円	
1,622,000	1,623,999	1,072,000円	
1,624,000	1,627,999	1,074,000円	
1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)	「A×4×60%+100,000円」で求めた金額
1,800,000	3,599,999		「A×4×70%-80,000円」で求めた金額
3,600,000	6,599,999		「A×4×80%-440,000円」で求めた金額
6,600,000	8,499,999	「収入金額×90%-1,100,000円」で求めた金額	
8,500,000円以上		給与等の収入金額の合計額から1,950,000円を控除した金額	

《計算例》
「給与等の収入金額の合計額」が5,812,500円の場合の給与所得の金額
① 5,812,500円÷4=1,453,125円
② 1,453,125円の千円未満の端数を切り捨てる → 1,453,000円……A
③ 1,453,000円×4×80%-440,000円=4,209,600円

◎公的年金等の雑所得金額の算出方法

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳未満 (昭和35年1月2日以後に生まれた人)	130万円未満	(A)-60万円	(A)-50万円	(A)-40万円
	130万円以上 410万円未満	(A)×75%-27万5千円	(A)×75%-17万5千円	(A)×75%-7万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A)×85%-68万5千円	(A)×85%-58万5千円	(A)×85%-48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×95%-145万5千円	(A)×95%-135万5千円	(A)×95%-125万5千円
	1,000万円以上	(A)-195万5千円	(A)-185万5千円	(A)-175万5千円
65歳以上 (昭和35年1月1日以前に生まれた人)	330万円未満	(A)-110万円	(A)-100万円	(A)-90万円
	330万円以上 410万円未満	(A)×75%-27万5千円	(A)×75%-17万5千円	(A)×75%-7万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A)×85%-68万5千円	(A)×85%-58万5千円	(A)×85%-48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×95%-145万5千円	(A)×95%-135万5千円	(A)×95%-125万5千円
	1,000万円以上	(A)-195万5千円	(A)-185万5千円	(A)-175万5千円

◎家内労働者等の所得計算の特例

家内労働者等の事業所得、雑所得(公的年金等以外)の実額経費が55万円に満たないときは、それぞれの収入金額を限度に55万円を必要経費として所得計算を行うことになります。

※ 給与所得を有する場合には、「55万円-給与所得控除額」となります。

〈家内労働者等とは〉
家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対し継続的に人的役務の提供を行うことを業務としている人(シルバー人材センターからの派遣を含む)で、事業所得又は雑所得を有する人をいいます。

◎医療費控除

次に掲げる①または②の控除、いずれか一方を選択適用します。

- ①医療費控除
- $$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険などで補てんされる額} = A$$
- $$A - \text{10万円または所得の5\% (どちらか少ない方)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$
- ②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)
(※健康の保持増進及び疾病予防への取組みをされた方)
- $$\text{その年の特定一般用医薬品 (スイッチOTC医薬品) 購入の額} - \text{12,000円} = \text{医療費控除の特例の控除額 (最高88,000円)}$$

◎配偶者控除及び配偶者特別控除

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 {1,120万円超 1,170万円以下}	950万円超 1,000万円以下 {1,170万円超 1,220万円以下}	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円超 1,550,000円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
133万円超		適用なし	適用なし	適用なし	2,015,999円超

◎町民税・県民税の計算方法 ※今後税法等の改正があった場合は新税法が適用されます。

税額計算のしくみ(一般的な場合)		
収入金額 その年に決定した収入金額や支払を受けた金額	-	必要経費等 収入を得るために費やした金額や給与所得控除金額等
		=
		(例) 事業・配当・不動産・給与・譲渡・一時・雑等の種類があります
所得金額 各所得金額の合計額から純損失・雑損失の繰越控除をした金額	-	所得控除額 各種所得控除の合計額
		=
		課税標準額 1,000円未満切り捨て
課税標準額 (総所得) ×	町民税税率 6%	=
	県民税税率 4%	=
		算出所得割額 - 調整控除額 - 税額控除(配当控除等) + 均等割額 3,000円
		=
		算出所得割額 - 調整控除額 - 税額控除(配当控除等) + 均等割額 1,000円
		=
		年税額

◎所得割の税率および均等割額

	町民税	県民税
所得割	6%	4%
均等割	3,000円	1,000円

◎森林環境税

国税
1,000円

※町県民税均等割と併せて課税されます。

◎税額控除(配当控除)

種類	区分	課税所得金額が1000万円以下の部分		課税所得金額が1000万円超の部分	
利益の配当等		町民税 1.6%	県民税 1.2%	町民税 0.8%	県民税 0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	町民税 0.8%	県民税 0.6%	町民税 0.4%	県民税 0.3%
	外貨建等証券投資信託	町民税 0.4%	県民税 0.3%	町民税 0.2%	県民税 0.15%

(注) ここに記載した内容は、令和6年12月現在の税法によるもので、今後、税法が改正された場合には、一部変更になることがあります。

申告期限は、3月17日です。

町・県民税申告についての問い合わせ先
吉見町税務会計課
電話 0493 (54) 5028 課税係

所得から差し引かれる金額

○社会保険料控除⑬

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために令和6年中に支払った国民健康保険、国民年金、健康保険、雇用保険、厚生年金、農業者年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの保険料等

○小規模企業共済等掛金控除⑭

小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金や心身障害者扶養共済の掛金

○生命保険料控除⑮

受取人があなたや、あなたの配偶者その他の親族となっている生命保険契約等や個人年金保険契約等に基づいて、あなたが令和6年中に支払った保険料や掛金のうち分配金を差し引いた金額

○控除額の算出方法

①平成24年1月1日以後の契約に基づく、一般・個人年金・介護医療保険料控除額の計算(合計で最高70,000円)		②平成23年12月31日以前の契約に基づく一般・個人年金保険料控除額の計算(合計で最高70,000円)		③新契約①と旧契約②の両方ある場合	
支払った金額	控除額	支払った金額	控除額	一般・個人年金・介護医療保険料控除それぞれで計算した金額の合計額(但し最高28,000円)	
12,000円超 22,000円以下	支払額× $\frac{1}{2}$ +6,000円	15,000円超 40,000円以下	支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円		
22,000円超 55,000円以下	支払額× $\frac{1}{3}$ +14,000円	40,000円超 70,000円以下	支払額× $\frac{1}{3}$ +17,500円		
55,000円超	一律28,000円	70,000円超	一律28,000円	合計で最高	70,000円

○地震保険料控除⑯

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋若しくはそれらの有する家財等を保険の目的とし、かつ、地震や噴火を原因とする火災等によって生じた損害に対して支払われる契約の保険料又は掛金を支払った場合に控除されます。

※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険については、経過措置として従来どおり地震保険料控除の対象となります。

○控除額の算出方法

①地震保険料だけの場合		②旧長期損害保険料だけの場合 ※保険期間が10年以上で満期及ぶ金のあるもの		③地震保険料と旧長期損害保険料との両方ある場合	
支払った金額	控除額	支払った金額	控除額	地震保険料について①により求めた金額+旧長期損害保険料について②により求めた金額	合計で最高
50,000円以下	支払額× $\frac{1}{3}$	5,000円以下	支払額× $\frac{1}{3}$ +2,500円		
50,000円超	一律25,000円	5,000円超 15,000円以下	一律10,000円	合計で最高	25,000円

○寡婦・ひとり親控除⑰⑱

寡婦	夫と死別、離婚後婚姻していないで、扶養親族を有し、合計所得金額500万円以下の人	控除額	26万円
	夫と死別後、婚姻していないで、合計所得金額500万円以下の人		
ひとり親	夫(妻)と死別、離婚後婚姻していないで、扶養親族である子を有し、合計所得金額500万円以下の人	控除額	30万円
	未婚のひとり親で、扶養親族である子を有し、合計所得金額500万円以下の人		

○勤労学生控除⑲ 控除額は26万円

本人の合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の学生

○障害者控除⑳

普通障害者控除額は1人につき26万円(特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)

あなたや、あなたの控除対象配偶者及び扶養親族が障害者の場合
イ。心神喪失の状況にある人
ロ。知的障害者…重度の人は特別障害者
ハ。身体障害者手帳の交付を受けている者…1・2級の人は特別障害者
ニ。戦傷病者手帳の交付を受けている者…特別…第3項症の人は特別障害者
ホ。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者…1級の人は特別障害者

○配偶者控除㉑

控除額は裏面を参照

○配偶者特別控除㉒

○扶養控除㉓

控除額は1人につき33万円(老人扶養親族 38万円、同居老親扶養親族45万円、特定扶養親族 45万円)

令和6年12月31日現在(年の中途で死亡した人の場合は死亡当時)控除対象扶養親族(平成21年1月1日までに生まれた人)で次に該当する人。配偶者や事業専従者は該当しません。

イ。所得のない人
ロ。合計所得金額が18万円以下の人
ハ。老人扶養親族…昭和30年1月1日以前生まれの人
ニ。同居老親…老人扶養親族のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属でそのいずれかと同居している場合
ホ。特定扶養親族…平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの子の扶養親族

○雑損控除㉔

災害や盗難などで資産に損害をうけたとき

○医療費控除㉕

次のいずれか一方を選択適用できます。【※控除額は裏面「医療費控除」を参照】
④あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために令和6年中に医療費を支払った場合(診療費、治療費、医薬品の購入費、分売費、入院費、療養上の世話を受けるための費用等)
⑤健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行った方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合(スイッチOTC医薬品の購入費用)

※健康の保持増進及び疾病の予防の「一定の取組」とは、次の健康診査、検診等です。
・市町村のがん検診
・職場で受けた定期健康診断
・特定健康診査
・人間ドックやがん検診等の各種検診(検診)
※保険金などで補てんされる金額は含まれません。

申告書の書き方

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税専用)」を合わせて提出してください。

令和7年度分 市町村民税 申告書		整理番号	
道府県民税		業種又は職業	会社員
〒		電話番号	54-1511
現住所 吉見町大字下細谷411		個人番号	123456789012
1月1日現在の住所 同上		続柄	本人
氏名 吉見太郎		基本コード	
年齢 49・5・1		世帯コード	
性別 男			
職業 吉見太郎			
住所コード			
行政区域コード			
納税コード			
3 所得から差し引かれる金額に関する事項			
⑬ 社会保険料控除		国民健康保険	552,800
合計			552,800
⑮ 生命保険料控除		新設生命保険料の計	50,000
合計			20,000
⑯ 地震保険料控除		新設地震保険料の計	12,000
合計			28,000
⑰ 寡婦控除		⑱ ひとり親控除	15,000
⑲ 勤労学生控除			
⑳ 障害者控除			
㉑ 配偶者控除			
㉒ 配偶者特別控除			
㉓ 扶養控除			
㉔ 雑損控除			
㉕ 医療費控除			
4 所得から差し引かれる金額			
1 事業所得		営業等	ア
2 不動産所得		不動産	ウ
3 雑所得		公的年金等	キ
4 所得から差し引かれる金額		業 務	ケ
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法		その他	ク
6 雑損控除		短 期	コ
7 医療費控除		長 期	サ
8 雑損控除		一 時	シ
9 雑損控除			
10 雑損控除			
11 雑損控除			
12 雑損控除			
13 雑損控除			
14 雑損控除			
15 雑損控除			
16 雑損控除			
17 雑損控除			
18 雑損控除			
19 雑損控除			
20 雑損控除			
21 雑損控除			
22 雑損控除			
23 雑損控除			
24 雑損控除			
25 雑損控除			
26 雑損控除			
27 雑損控除			
28 雑損控除			
29 雑損控除			
30 雑損控除			
31 雑損控除			
32 雑損控除			
33 雑損控除			
34 雑損控除			
35 雑損控除			
36 雑損控除			
37 雑損控除			
38 雑損控除			
39 雑損控除			
40 雑損控除			
41 雑損控除			
42 雑損控除			
43 雑損控除			
44 雑損控除			
45 雑損控除			
46 雑損控除			
47 雑損控除			
48 雑損控除			
49 雑損控除			
50 雑損控除			
51 雑損控除			
52 雑損控除			
53 雑損控除			
54 雑損控除			
55 雑損控除			
56 雑損控除			
57 雑損控除			
58 雑損控除			
59 雑損控除			
60 雑損控除			
61 雑損控除			
62 雑損控除			
63 雑損控除			
64 雑損控除			
65 雑損控除			
66 雑損控除			
67 雑損控除			
68 雑損控除			
69 雑損控除			
70 雑損控除			
71 雑損控除			
72 雑損控除			
73 雑損控除			
74 雑損控除			
75 雑損控除			
76 雑損控除			
77 雑損控除			
78 雑損控除			
79 雑損控除			
80 雑損控除			
81 雑損控除			
82 雑損控除			
83 雑損控除			
84 雑損控除			
85 雑損控除			
86 雑損控除			
87 雑損控除			
88 雑損控除			
89 雑損控除			
90 雑損控除			
91 雑損控除			
92 雑損控除			
93 雑損控除			
94 雑損控除			
95 雑損控除			
96 雑損控除			
97 雑損控除			
98 雑損控除			
99 雑損控除			
100 雑損控除			
101 雑損控除			
102 雑損控除			
103 雑損控除			
104 雑損控除			
105 雑損控除			
106 雑損控除			
107 雑損控除			
108 雑損控除			
109 雑損控除			
110 雑損控除			
111 雑損控除			
112 雑損控除			
113 雑損控除			
114 雑損控除			
115 雑損控除			
116 雑損控除			
117 雑損控除			
118 雑損控除			
119 雑損控除			
120 雑損控除			
121 雑損控除			
122 雑損控除			
123 雑損控除			
124 雑損控除			
125 雑損控除			
126 雑損控除			
127 雑損控除			
128 雑損控除			
129 雑損控除			
130 雑損控除			
131 雑損控除			
132 雑損控除			
133 雑損控除			
134 雑損控除			
135 雑損控除			
136 雑損控除			
137 雑損控除			
138 雑損控除			
139 雑損控除			
140 雑損控除			
141 雑損控除			
142 雑損控除			
143 雑損控除			
144 雑損控除			
145 雑損控除			
146 雑損控除			
147 雑損控除			
148 雑損控除			
149 雑損控除			
150 雑損控除			
151 雑損控除			
152 雑損控除			
153 雑損控除			
154 雑損控除			
155 雑損控除			
156 雑損控除			
157 雑損控除			
158 雑損控除			
159 雑損控除			
160 雑損控除			
161 雑損控除			
162 雑損控除			
163 雑損控除			
164 雑損控除			
165 雑損控除			
166 雑損控除			
167 雑損控除			
168 雑損控除			
169 雑損控除			
170 雑損控除			
171 雑損控除			
172 雑損控除			
173 雑損控除			
174 雑損控除			
175 雑損控除			
176 雑損控除			
177 雑損控除			
178 雑損控除			
179 雑損控除			
180 雑損控除			